

# 西成区福祉事業者連絡会 会則

## (名称及び事務局)

第一条 本会は、西成区福祉事業者連絡会と称し、事務局を設置する。

## (目的)

第二条 本会は、西成区民が介護保険を含め、医療・福祉サービスを適切に利用する事により在宅を中心とした生活が可能になる様に、指定居宅介護支援事業者、ケアマネージャー、サービス提供事業者等が連携し、あわせて会員間の親睦と資質の向上を図ることを目的とする。

## (活動)

第三条 本会は、目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 各種情報の交換
2. 資質向上に向け、学習会、研修会の開催
3. 親睦、交流
4. 関係機関、団体との連携
5. その他目的に必要な活動

## (組織)

第四条 本会は、目的を達成するため、次の連絡会を同等の立場において組織する。

1. 指定居宅介護支援事業者連絡会
2. ケアマネージャー勉強会
3. サービス提供事業者連絡会

## (会員)

第五条 本会は、前条連絡会における加入資格条件をそれぞれ下記の通り定める。

1. 前条 1 については、西成区内に事業所を有する指定居宅介護支援事業所の管理者及びそれに準ずる者とする。(2名)
2. 前条 2 については、西成区内に事業所を有する指定居宅介護支援事業所に勤務し、実際ケアプラン作成、サービス調整を行っている者とする。(2名)
3. 前条 3 については、西成区内に事務所を有するサービス提供事業所で実

際実務を担当する者とする。(サービスの事業毎に1名)

4. 前項1～3にかかわらず、西成区保健福祉センター保健福祉課並びに西成区内地域包括支援センターは、連絡会に参加することができる。又、運営委員会が認めた者については、必要に応じてオブザーバーとして連絡会に参加することができる。

### (会員の加入手続き)

#### 第六条

1. 会員加入にあたっては、事務局に所定の手続きにより申し出ることとする。
2. 加入時期は毎年4月1日、10月1日とする。但し、運営委員会が認めた場合はこの限りではない。
3. 新規加入事業所は、必要な事項を事務局に届け出るものとする。

### (退会)

#### 第七条

1. 会員は申出により退会できる。但し、すでに納入された会費については返還をしない。
2. 本会の趣旨に反すると認められる会員及び、会員資格を失った事業所については運営委員会の決議により、退会を命ずる事がある。但し、すでに納入された会費については返還しない。
3. 会費を2年間に亘り納入されない場合は退会とする。

### (運営委員)

#### 第八条

1. 本会の運営を行うため運営委員会を置き、必要に応じて運営委員会を開催する。
2. 運営委員は下記の通りとする。

(1) 代表幹事	1名
(2) 幹事	若干名
(3) 会計	1名
(4) 監査	2名以上
(5) 委員	若干名
3. 運営委員は会員並びに、西成区保健福祉センター保健福祉課並びに西成区内地域包括支援センターより選任するものとする。但し、透明性を保つため、会員以外からの就任を妨げるものではない。

## (委員の任期)

### 第九条

1. 委員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
2. 交代により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

### 第十条

1. 連絡会に顧問及び相談役を若干名置くことができる。
2. 顧問及び相談役は運営委員会で選任するものとする。

## (会費)

### 第十一条

1. 本会の経費は、会費、臨時会費、寄付金をもってあてる。
2. 西成区福祉事業者連絡会の会費は、登録法人単位毎に、年額6,000円とする。  
ただし、年度途中の入会は、3,000円とする。  
2011年度に関しては、西成区サービス事業者連絡会単独入会に関して年額3,000円とする。
3. 会費の変更及び臨時会費は運営委員会で決定し、会員に通知する。

## (会計年度)

第十二条 会計の年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## (その他)

第十三条 この会則に規定のない事項については、随時運営委員会及び会員の話し合いによって決定するものとする。

## (附則)

- この会則は、2000年4月1日より施行する。
- この会則は、2002年5月21日より施行する。
- この会則は、2010年5月12日より施行する。
- この会則は、2011年5月16日より施行する。